

POPs 条約第9回締約国会議において決定された事項

○附属書A（廃絶）への追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
ジコホル	殺虫剤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造・使用等の禁止 (特定の用途を除外する規定なし)
ペルフルオロオクタン酸 (PF0A) とその塩及び PF0A 関連物質	フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定有) ※1 <ul style="list-style-type: none"> - 半導体製造におけるフォトリソグラフィ又はエッチングプロセス - フィルムに施される写真用コーティング - 作業用保護のための撥油・撥水繊維製品 - 侵襲性及び埋込型医療機器 - 液体燃料から発生する蒸気の抑制及び液体燃料による火災のために配備されたシステム（移動式及び固定式の両方を含む。）における泡消火薬剤 - 医薬品の製造を目的としたペルフルオロオクタンブロミド (PFOB) の製造のためのペルフルオロオクタンヨージド (PFOI) の使用 ※2 - 以下の製品に使用するためのポリテトラフルオロエチレン (PTFE) 及びポリフッ化ビニリデン (PVDF) の製造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高機能性の抗腐食性ガスフィルター膜、水処理膜、医療用繊維に用いる膜 ・ 産業用廃熱交換器 ・ 挥発性有機化合物及び PM 2.5 微粒子の漏えい防止可能な工業用シーリング材 ・ 送電用高圧電線及びケーブルの製造のためのポリフルオロエチレンプロピレン (FEP) の製造 ・ Oリング、Vベルト及び自動車の内装に使用するプラスチック製装飾品の

		製造のためのフルオロエラストマーの 製造
--	--	-------------------------

※1 個別の適用除外の規定については、その効力が発効した日から5年を経過した時点で、その適用除外の効力が失われる。

※2 「医薬品の製造を目的としたペルフルオロオクタンプロミド（PFOB）の製造のためのペルフルオロオクタンヨージド（PFOI）の使用」については、最長2036年までの適用除外が認められ、COP13（2027年）以降、隔会合ごと（4年ごと）にその必要性が評価されることになった。